

## 豊中市立子育て支援センターの施設の使用料の減免に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市立子育て支援センター条例施行規則（平成13年豊中市規則第44号。以下「規則」という。）第11条に規定する使用料の減免の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (減免の範囲)

第2条 市長は、規則第11条の規定に基づき、使用料の減免を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

- (1) 公用のために使用するとき。
- (2) すこやかプラザ内に事務所を有する行政機関・社会福祉法人が公益事業のために使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

### (施行細目)

第3条 前各条に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。